

平成22年度

## 償却資産の申告をお願いします

毎年1月1日に償却資産を所有している事業者の方は、地方税法第383条の規定により償却資産の申告をしなければなりません。

12月上旬に、申告書を発送しますので、提出期限までに申告をお願いします。

また、申告書が届かない方や新たに申告の必要がある方、平成21年1月1日以前から償却資産をお持ちで申告されていない方は、お手数ですが市税務課まで連絡をお願いします。

### ◆申告対象者

平成22年1月1日現在、事業（製造業、建設業、サービス業等すべての事業）経営や、アパート等の貸し付けを行っていて、その事業のために使用している償却資産（機械、工具、器具、備品、構造物等）を所有している個人や法人の方

### ◆提出期限 平成22年2月1日

◆提出先 〒845-8501 小城市小城町253番地21 小城市税務課 固定資産係  
※持参される方は、各庁舎総合窓口でも構いません。

### 家屋を取り壊したり新增築した場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況により課税されますので建物の取り壊しや新增築をされた場合はお知らせください。

【問合せ】 税務課 固定資産係



### 【夜間納税相談】

11月12日・26日(木)  
17:30~20:00  
場所 小城庁舎1階  
税務課

### 【問合せ】

税務課（小城庁舎）  
☎73-8810  
☎73-8801

**Q** 今年、自分も含め家族全員で歯医者や病院代などが10万円を超えるので、所得税、住民税の医療費控除を受けようと考えています。控除を受けるときには、何が必要ですか？

**A** 自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費（控除を受けようとする年の1月1日から12月31日までの分）を支払った場合で、申告すると医療費控除が適用され、一定の金額の所得控除を受けることができ、税金が還付または軽減される場合があります。ただし、年間お支払いになった医療費が10万円以上（注）でなければ対象となりません。（医療費控除の申告額は200万円が限度です）

**（注）** 所得合計額が200万円までの方は所得合計額の5%以上医療費がかかった場合申告できます。

医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示してください。

また、給与所得のある方は、このほか給与所得の源泉徴収票（原本）も添付してください。

対象となる医療費、申告方法（手続き）など、詳しいことは佐賀税務署（☎32-7511）、小城市役所税務課（☎73-801）までお尋ねください。

## 納期限を守りましょう！

11月30日(月) 納期限 国民健康保険税 6期